

I P 通信網サービス契約約款(OCN) (共通編) 【現改比較表】 2025年2月28日現在

～2025年3月31日

2025年4月1日～

附 則 (令和7年2月6日 光事推第003982号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 レパN第1836号(令和5年3月29日)の附則2を次のように改めます。

(1) 「タイプ3のコース1のメニュー1のプラン5及びプラン6」を削除

3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約  
(OCN 光 with フレッツ利用規約を締結する場合を除きます。)は、この改正規定  
実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

第2種契約

タイプ3

コース1

メニュー1

プラン5

第2種契約

タイプ3

コース1

メニュー1

プラン1

第2種契約

タイプ3

コース1

メニュー1

プラン6

第2種契約

タイプ3

コース1

メニュー1

プラン2

～2025年3月31日

2025年4月1日～

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種契約（タイプ3のコース1のメニュー1のプラン5又はプラン6であってOCN光withフレッツ利用規約を締結する場合に限り、以下この附則4において同じとします。）については、OCN光withフレッツ利用規約の附則（令和7年2月6日 光事推第003982号）の附則第2項の適用を受ける場合に限り、次の通り適用します。

(1) アクセス回線の細目等による区別

光アクセス回線の品目及び細目等による区別は、次表のとおり東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に定めるものとします。

<u>区分</u>	<u>提供するアクセス回線の品目及び細目等による区別</u>	
	<u>東日本電信電話株式会社</u>	<u>西日本電信電話株式会社</u>
<u>プラン5</u>	<u>メニュー5-1のII-1型の100Mb/s品目のプラン3のプラン3-1のもの又はメニュー5-1のII-1型の200Mb/s品目のプラン3のプラン3-1のもの</u>	<u>メニュー5-1の100Mb/s品目のプラン5のプラン5-1のもの又は200Mb/s品目のもの</u>
<u>プラン6</u>	<u>メニュー5-2のII-1型の100Mb/s品目のもの又は200Mb/s品目のもの</u>	<u>メニュー5-2の100Mb/s品目のカテゴリ-3のカテゴリ-3-1のもの又は200Mb/s品目のもの</u>

(2) 定額利用料

～2025年3月31日

2025年4月1日～

1 契約ごとに月額

<u>区分</u>	<u>料金額</u>
<u>プラン5</u>	<u>1,200円(1,320円)</u>
<u>プラン6</u>	<u>950円 (1,045円)</u>

(3) 定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用

ア 第2種契約者から、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて定期利用の申出があった場合には、その期間における基本額については、(2) 定額利用料から同表に規定する額を減額して適用します(以下「新2年割」といいます。)

<u>区 分</u>	<u>定額利用料の減額 (月額)</u>
<u>プラン5</u>	<u>100円 (110円)</u>
<u>プラン6</u>	<u>50円 (55円)</u>

(ア) 定期利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、第2種契約者から「新2年割」の申出があった場合は、「新2年割」の申込みをした日を含む料金月の翌月から24料金月ごととします。

(イ) 第2種契約者は、前項の定期利用期間満了の当月、翌月及び翌々月以外に「新2年割」の解除、「新2年割」に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する金額を支払っていただきます。

～2025年3月31日

2025年4月1日～

a 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります））第17条（第2種契約者が行う第2種契約の解除）に規定する初期契約解除があったとき

b 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「新2年割」を継続したとき

c 第2種契約（タイプ8に関わるものに限ります。）への細目又は区分等の変更をしたとき

d 違約金を請求しないと当社が判断したとき

<u>区 分</u>	<u>違約金</u>
<u>プラン5</u>	<u>1,100円（不課税）</u>
<u>プラン6</u>	<u>650円（不課税）</u>

(ウ) 「新2年割」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更と併せて「新2年割」を継続した場合の定期利用期間は、現在の定期利用期間の起算を引き継ぎます。

(エ) 「旧2年割」、「旧2年自動更新型割引」、「新2年自動更新型割引」の適用を受ける第2種契約者が第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更等と併せて「新2年割」を契約した場合の定期利用期間の起算は、変更後の第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。ただし、「旧2年割」の適用を受ける第2種契約者から「新2年割」契約のみの申出があった場合は、「新2年割」の申込みをした日を含む料金月の翌月を定期利用期間の起算とします。

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

～2025年3月31日	2025年4月1日～
	<p><u>6 この改正規定実施前にその事由が生じた第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>